

一般社団法人 日本性感染症学会 保険委員会 規定

第1条（名称）

定款施行第4条により、一般社団法人日本性感染症学会保険委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条（目的）

- (1) 新規保険収載要望が提出された検査法・治療法などの保険点数改訂要請事項について検討し、他疾患で保険収載されている検査法・治療法について適応・効能追加を検討し、他の関連学会と協調して、診療報酬改定を目指して要望書を厚生労働省に提出する。
- (2) 厚生労働省など関係機関からの問い合わせに対応する。

第3条（組織）

- (1) 委員会は、若干名の委員をもって構成する。委員は、少なくとも理事1名を含めて会員の中から委員長が推薦し、理事会で承認を得る。
- (2) 任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 委員会に委員長を置く。委員長は、理事長が任命する。
- (4) 委員に欠員が生じたときには、これを補充する。補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条（運営）

- (1) 委員長は、要望事項の審議が必要と判断した場合、委員会を招集し審議する。審議の結果は理事会に報告し承認を受ける。
- (2) 委員会の開催は、年複数回で必ず行う。

第5条（改正）

この規定の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

この規定は、2019年7月1日から施行する。